

令和2年度 教育旅行推進強化事業
修学旅行ナビ等沖縄修学旅行事前学習用資料の一部修正及び増刷業務
一般競争入札

募集要綱

1. 件名

令和2年度 教育旅行推進強化事業 修学旅行ナビ等沖縄修学旅行事前学習用資料の一部修正及び増刷業務

2. 趣旨

この要綱は、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー(以下、「OCVB」という。)が実施する「修学旅行ナビ等沖縄修学旅行事前学習用資料の一部修正及び増刷業務」(以下「本業務」という。)について、一般競争入札にて委託業者を決定するための必要な事項を定めるものとする。

3. 目的

沖縄県から委託を受け OCVB が実施する教育旅行推進強化事業「学校に対する事前・事後学習支援」の一環として、沖縄で教育旅行を実施する学校が、より充実した教育旅行を実施し、さらなる満足度の向上を図ることを目的に、今年度沖縄での教育旅行を実施する学校、もしくは今後沖縄で教育旅行実施予定の学校を対象に修学旅行ナビを配布している。修学旅行ナビを提供することで、沖縄での教育旅行がより実りある学びにつながり、学校では体験できない貴重な時間になることをサポートする。

4. 委託内容

本一般競争入札(以下、競争入札)の委託業務内容については、別紙「委託仕様書」のとおりとする。

5. 委託期間

契約締結日から令和3年2月26日(金)迄

6. 入札参加資格

本競争入札参加資格は、次の要件を全て満たす企業又は団体とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 役員に次のいずれかに該当するものが含まれないこと。
 - ① 破産者で復権を得ない者。
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。

- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団の構成員等」と略記）。
- (3) 暴力団の構成員等の統制の下にない団体。
- (4) 沖縄県内に本社、支社又は営業所等を有し、自社内で本業務（編集、印刷※4色刷りのオフセット印刷機があること）が実施できること。
- (5) 過去に官公庁及び関係団体から受託した同様の業務内容の実績（財務規則第100条第2項第3号）を有すること。
- (6) 本業務を運営するにあたって、必要に応じて事務局と速やかに連携を行うなど円滑に履行することができる体制が整備されていること。
- (7) 本業務を受託するにあたり、応募者以外の企業、団体又は個人への再委託は行わないこと。
- (8) 沖縄県より指名停止処置を受けていないこと。

7. スケジュール

入札に係る手続及び日程は以下のとおりとする。

- (1) 入札参加申込提出期限

提出期限：令和2年7月3日(金) 15:00 必着

提出方法：所定の様式(様式1)に必要事項を記載の上、原本を郵送または持参

提出先：(一財) 沖縄観光コンベンションビューロー

誘客事業部 国内プロモーション課 神谷/阿嘉 宛

※提出期限を過ぎてからの参加申込は認められない。

- (2) 入札日時・場所

令和2年7月7日(火) 14:00 開始 (受付開始 13:45)

沖縄産業支援センター1階 大ホール (102)

- (3) 入札提出書類

提出書類は入札書(様式2)とする。

※入札者印は代表印(丸印・角印等)又は代理人として委任を受けた者の印のみ有効とする。

8. 入札方法

- (1) OCVBが指定する入札日に所定の入札書を入札箱に投函しなければならない。
FAX又は電子メールでの提出は一切受け付けない。
- (2) 入札開始時間までに受付又は入室しない場合は、参加する意思がないものとみなす。
- (3) 再入札を想定し、入札書は最低でも4枚(予備含む)準備し持参すること。
- (4) 入札金額は算用数字を用いて正確に、そして丁寧に記入すること。
- (5) 二重書きの数字、訂正した数字、その他の判読の紛らわしい数字は無効とする。また、鉛筆による記載は不明瞭となる恐れがあるため、同様に無効とする。
- (6) 金額の頭には¥マークを記入すること。

- (7) 記名、押印は対象の箇所に正確に行うこと。
- (8) 代理の者が入札する場合は、入札開始時間までに必ず代表者の押印がされている委任状の原本（様式 3）を提出し、代理人本人の印鑑を持参すること。
- (9) 入札への参加を辞退する場合は、入札辞退届（様式 4）に記入の上、入札執行前に担当者に直接持参するか又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る）すること。
- (10) 入札を無断で辞退することがないように十分留意すること。

9. 入札保証金及び契約保証金

免除

10. 入札書記載金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

11. 落札者の決定

落札者の決定は以下のとおりとする。

- (1) 有効な入札書を提出したものであって、OCVB 会計規程第 45 条に基づいて作成された予定価格の制限範囲内、且つ最低制限価格以上の最低落札価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 最低価格により受注者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、当該受注者の次に低い価格をもって入札をしたものを受注者とする可能性がある。
- (3) 最低価格で同価格の入札者が 2 人以上ある場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせて決定するものとする。
- (4) 開札をした場合において、競争加入者のうち予定価格の制限に達した入札が無いときは、3 回を限度とし、直ちに再度の入札を行う。但し、募集要綱 第 11 条(1)に基づき、最低制限価格を下回る入札者においては、再入札の権利を得ないものとする。3 回目の入札後、予定価格の制限に達した入札がない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号に基づき、入札金額が予定価格に最も近い競争加入者と協議の上、随意契約を結ぶものとする。
- (5) 入札をしたものは、入札後、本要綱及び仕様書等についての不知または不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

12. 入札無効

以下の (1) ～ (4) のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 参加資格が無いものを行った入札。
- (2) 同一業者が行った 2 以上の入札。
- (3) 入札書の記載事項に誤記載又は記入漏れがあるもの。

- (4) 提出書類に所定の押印が無いもの。
- (5) 虚偽の申告が発覚した場合。

13. 業務の再委託

業務再委託体制についての注意事項は以下のとおりとする。

- (1) 委託業務の全部を第三者に再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいう。以下同じ）してはならない。
- (2) 委託業務の一部を再委託する場合には、OCVB の承認を得なければならない。
- (3) 再委託する場合には、当該再委託に係る再委託先の行為について、OCVB に対し全ての責任を負う。
- (4) 再委託する場合には、本契約を遵守するために必要な事項について再委託先と書面で約定しなければならない。